

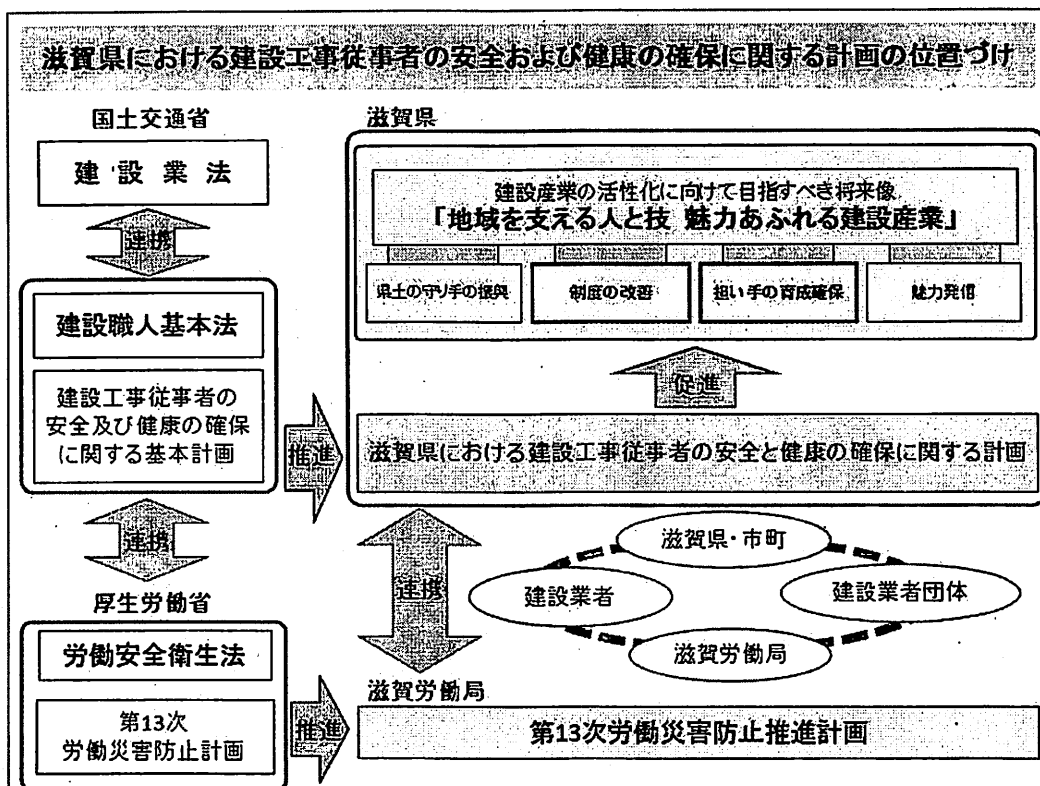
滋賀県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する 計画（案）の策定について

1. 背景

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（略称：建設職人基本法）」（平成 28 年 12 月 16 日法律第 111 号）が、平成 29 年 3 月 16 日に施行。
- 政府は、法律第 8 条に基づき、平成 29 年 6 月 9 日に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」を策定。
- 都道府県は、法律第 9 条に基づき、基本計画を勘案して、都道府県計画の策定に努めることとされている。

2. 策定の意義

- 建設職人基本法と基本計画は、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図り、建設業の健全な発展につなげるための施策の推進方策を示している。
- 滋賀県計画は、本県における現状と課題を分析した上で、建設工事に関わる関係者が共通の認識のもと、建設工事従事者の安全と健康の確保に向けた基本的な方針と取組の方向性を示すために定める。
- また、建設業法・労働安全衛生法等の関連法令や滋賀労働局の「労働災害防止推進計画」との連携を図り、政府の基本計画を推進するとともに、本県の建設産業の活性化を促進する性格を有する。



3. スケジュール

平成 30 年	9 月 12 日	常任委員会（計画概要報告）
	9 月議会	常任委員会（計画素案報告）
	11 月議会	常任委員会（計画原案報告）
	12 月～1 月	県民政策コメントの実施、市町・関係団体への意見照会
平成 31 年	2 月議会	常任委員会（県民政策コメント結果・最終案報告）
	3 月	「滋賀県計画」策定

※計画案は、滋賀労働局、建設業関係団体等と調整を行うとともに、国や他府県の取組の検討状況を勘案しながら作成する。

4. 計画の骨子（案）【詳細別紙】

- ① 現状と課題
- ② 施策についての基本的な方針
- ③ 総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ④ 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5. 滋賀県における現状と課題

(1) 滋賀県における建設業の労働災害発生状況

- ・ 長期的には減少傾向にあるが、平成 29 年には 124 件の死傷災害（うち死亡 3 件）が発生。
- ・ 建設工事の現場では「墜落・転落災害」が最も多く、全体の 3 分の 1 を占める。
- ・ 発生数は、ここ数年増減を繰り返しており、災害の撲滅に向けた一層の取組の推進が必要。
- ・ 労働安全衛生法令の遵守徹底に加え、請負契約における適正な請負代金や工期等の設定、建設工事従事者の処遇の改善等の環境整備が必要。

(2) 一人親方等への対処の必要性 （※「一人親方等」…一人親方や自営業主・家族従事者のこと）

- ・ 県内建設業就業者の約 4 分の 1 を一人親方等が占める。
- ・ 一人親方等は、建設工事の現場では他の請負人の労働者と同じような作業に従事しているが、労働安全衛生法上の労働者に該当しないため、労働災害の全体数は把握できていない。
- ・ 滋賀労働局による調査では、県内の一人親方等の死亡災害は、平成 29 年に 2 件発生。
- ・ 業務の実情、災害発生状況から、労働者だけでなく、一人親方等を含めた対処が必要。

(3) 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

- ・ 建設業における労働災害は、中高年齢者の被災割合が高い。一方で、経験年数の少ない若手労働者の災害発生率も高い。
- ・ 高齢化と同時に、人手不足により、高齢や未熟練であっても現場で働かざるを得ない現状。
- ・ 人手不足を要因とした労働災害を防ぐためにも、建設業を魅力的な仕事の場とし、中長期的な担い手の確保を進めていくことが必要。

滋賀県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画（骨子案）

第1 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する現状と課題

- 1 滋賀県における建設業の労働災害発生状況
- 2 一人親方等への対処の必要性
- 3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

■留意事項

- ①滋賀県における現況と課題を記載。
- ②滋賀労働局が行っている労働災害の発生状況に係る統計、災害分析を参照。
- ③基本計画を勘案して記載。

第2 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策についての基本的な方針

- 1 適正な請負代金の額、工期等の設定
- 2 建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階における措置
- 3 建設業者等および建設工事従事者の安全および健康に関する意識の向上
- 4 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上

■留意事項

- ①法第3条の基本理念を踏まえて記載。
- ②基本計画を勘案して記載。

第3 建設工事従事者の安全および健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
- 2 責任体制の明確化
- 3 建設工事の現場における措置の統一的な実施
- 4 建設工事の現場の安全性の点検等
- 5 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発
- 6 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
- 7 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上を図るための施策

■留意事項

- ①法第10条～第14条までの基本的施策を踏まえて記載。
- ②基本計画を勘案して記載。

第4 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 計画の推進体制
- 2 施策の推進状況の点検と計画の見直し

■留意事項

- ①県計画の推進体制等について記載。
- ②基本計画を勘案して記載。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

<目的、基本理念>

目的、基本理念

<目的>（第1条関係）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

<基本理念>（第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<国等の責務、法制上の措置等>

国等の責務、法制上の措置等

<国等の責務>（第4条から第6条まで関係）

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

<法制上の措置等>（第7条関係）

- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

<基本計画等、基本的施策>

基本計画等（第8条・第9条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

基本的施策（第10条から第14条まで関係）

- 建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- 責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進）
- 建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）
- 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進
- 建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

<推進会議の設置>

建設工事従事者安全健康確保推進会議（第15条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

施行：平成29年3月16日

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画

はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

- ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。

(2) 安全及び健康に配慮した工期の設定

- ・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
- ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

2. 責任体制の明確化

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

- ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
- ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

- ・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設業者等による自主的な取組の促進

(2) 工法や資機材等の開発普及の促進

- ・i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。

5. 安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 安全衛生教育の促進

(2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

- ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

(3) 「働き方改革」の推進

- ・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

- ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
- ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組

4. 基本計画の推進体制

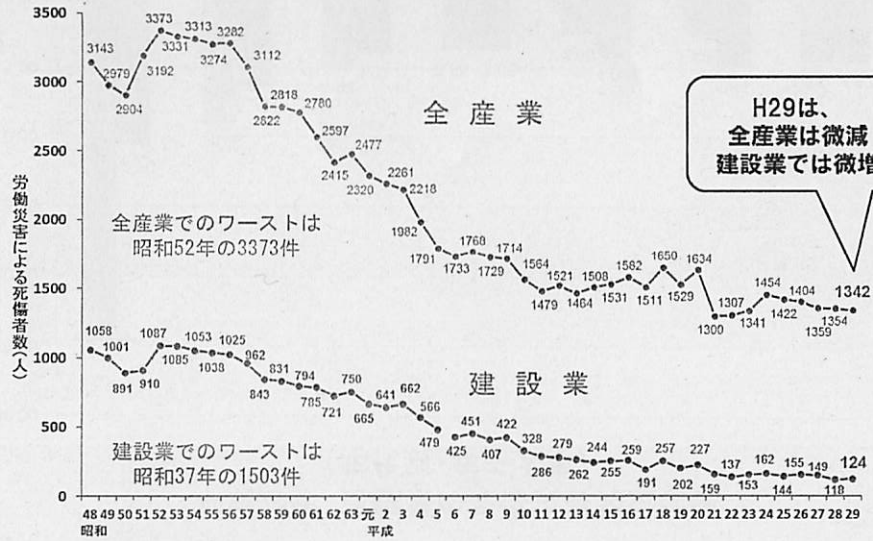
(1) 関係者における連携、協力体制の強化

(2) 調査・研究の充実

5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

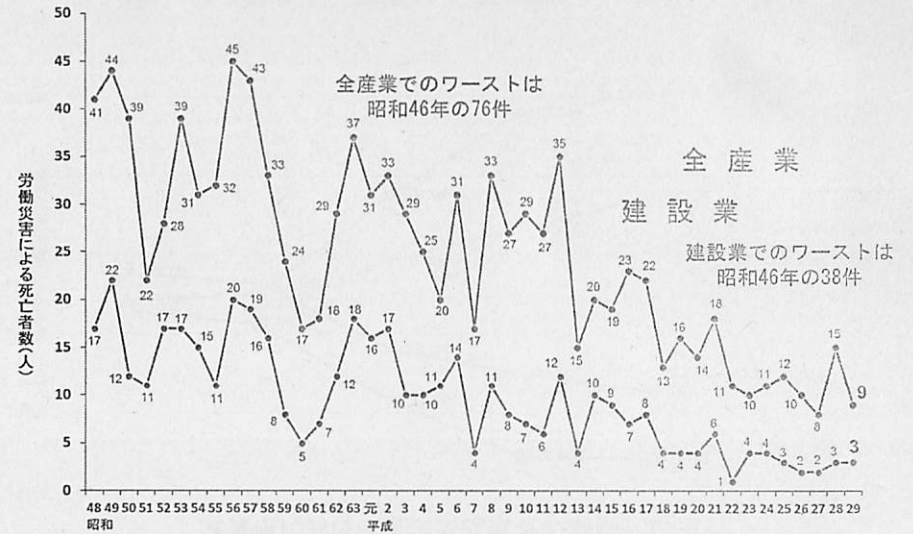
- ・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

◆休業4日以上の労働災害発生状況(滋賀県)



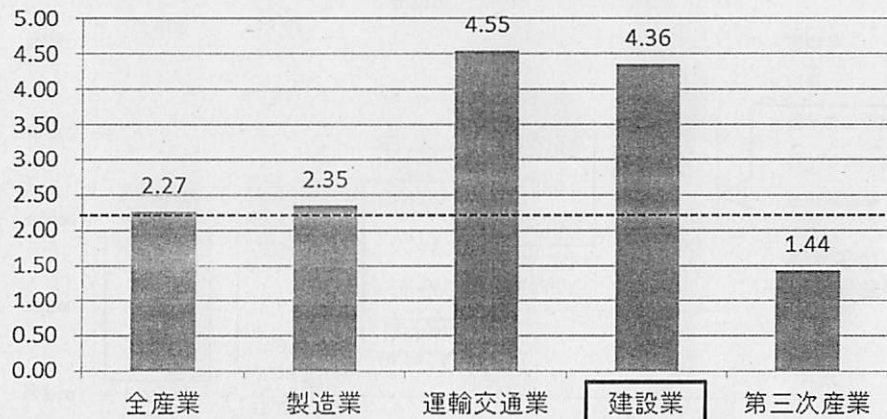
資料：厚生労働省 滋賀労働局資料より

◆死亡災害発生状況(滋賀県)



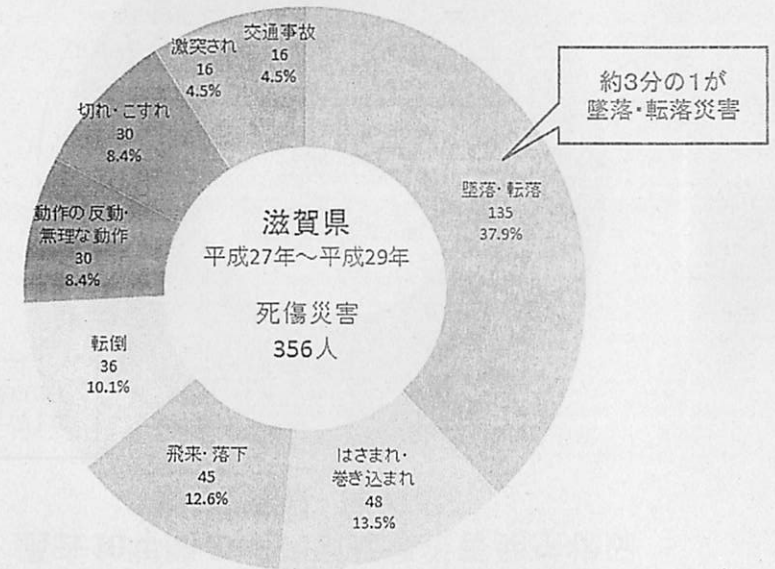
資料：厚生労働省 滋賀労働局資料より

平成29年 滋賀県の死傷災害発生状況 (主要産業別・年千人率)



資料：厚生労働省 滋賀労働局資料/総務省統計局「平成27年国勢調査」より

◆死傷災害の事故型別分析(滋賀県・建設業)



資料：厚生労働省 滋賀労働局資料より

